

# 専用水道の手引き

鈴鹿市環境部環境政策課

令和3年4月

令和8年4月改訂

## 目 次

第1章	はじめに	1
第1節	用語の定義（法第3条）	1
1	水道（第1項）	
2	水道の種類（第2項～第7項）	
第2章	専用水道の定義及び規制・報告事項	2
第1節	専用水道の定義（法第3条第6項）	2
	専用水道分類フロー	
第2節	専用水道設置に伴う諸手続き等について	5
第3節	専用水道布設工事の設計の確認の申請等	6
1	専用水道導入の前に	
2	水源の確保	
3	給水量	
4	設計の確認（法第32条）	
5	確認の申請（法第33条）	
第4節	給水開始前の検査及び届出	10
1	水質検査	
2	施設検査	
3	記録の保存	
第5節	専用水道の維持管理	10
1	衛生上必要な措置	
2	水質検査	
3	健康診断	
4	水道技術管理者	
5	水質検査計画	
第6節	第三者への維持管理の委託	16
1	第三者委託の基準	
2	第三者委託の受託者の要件	
3	受託水道業務技術管理者	
4	受託水道業務技術管理者の資格	
5	市長への届出	
第7節	専用水道の廃止	17
1	廃止する場合	
2	廃止手続き	
第3章	参考資料	18
1	各種様式	19

[法令等]

①水道法（昭和32年法律第177号） → 「法」

②水道法施行令（昭和32年政令第336号） → 「施行令」

③水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号） → 「施行規則」

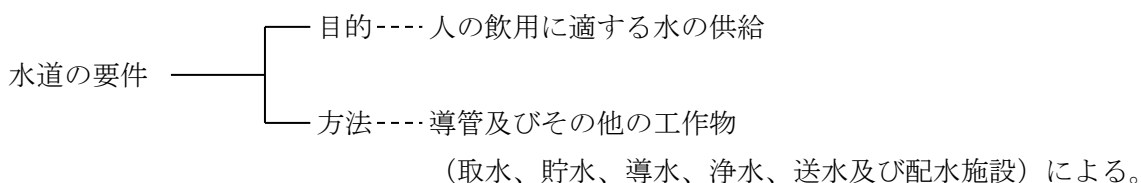
# 第1章 はじめに

一般に「水道」といえば市町村等が運営する水道があげられますが、法では以下に示すように様々な種類があります。

## 第1節 用語の定義（法第3条）

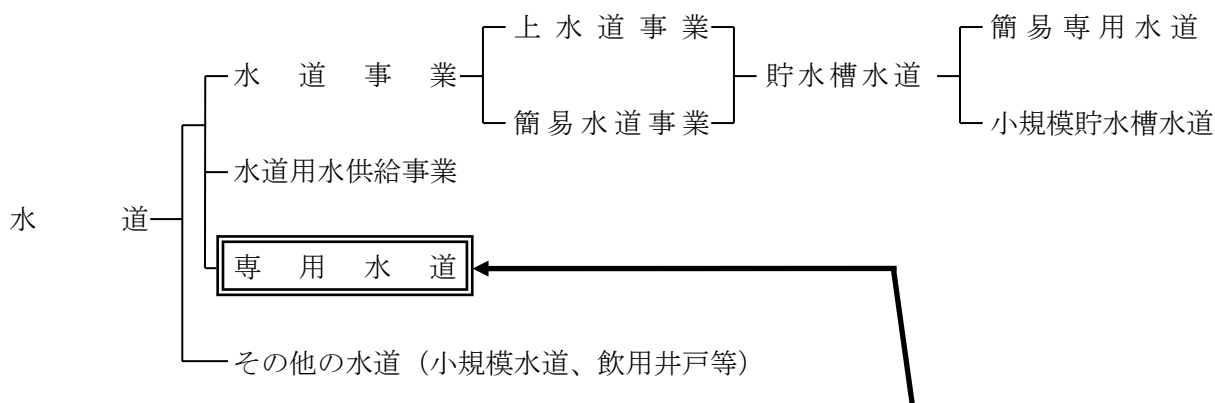
### 1. 水道（第1項）

法における水道とは、次の要件を満たす施設の総体をいう。ただし、工事に係る仮給水や災害時の応急給水など、臨時に施設されたものは除く。



### 2. 水道の種類（第2項～第7項）

水道の種類は次のように分類されている。



水道の中で、一定の要件に該当する寄宿舍、社宅、団地、学校、レジャー施設等の自家用の水道、その他水道事業の用に供する水道以外の水道は「専用水道」として市町村等の水道事業者と同様、法的に種々の規制を受け、安全な水を安定的に供給しなければなりません。

そこで、専用水道を設置している者及びこれから設置しようとする者は、この「専用水道の手引き」を参考とし、諸手続きや維持管理など飲料水の安全確保に万全を期すようお願いします。

## 第2章 専用水道の定義及び規制・報告事項

### 第1節 専用水道の定義（法第3条第6項、施行令第1条、施行規則第1条）

「専用水道」とは、寄宿舍、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ただし、他の水道から供給を受ける水のみを水源とする水道で、その水道施設のうち地中又は地表に施設されている部分のうち口径25mm以上の導管の全長（※1）が1,500m以下及び水槽の有効容量の合計が100m<sup>3</sup>以下のものを除く。

- ① 100人を超える者（※2）にその居住に必要な水を供給（※3）するもの。
- ② その水道施設の一日最大給水量（一日に給水することができる最大の水量であって、人の飲用その他の国土交通省令で定める目的（※4）のために使用する水量（※5））が20m<sup>3</sup>を超えるもの。

なお、導管の延長及び水槽の容量の算定に当たっては、通常地表からの浸水等による汚染のおそれのない程度に支柱等によって高く設けられた導管や水槽（六面点検できるもの）は含まない。

※1 導管の長さの算定は受水槽から給水栓までの管を対象とし、他の水道から当該受水槽までの管は含めません。

※2 「100人を超える者」とは、常時100人を超える居住者に給水することが必要であるとの意味であり、専用水道の居住者が何らかの事情によって常時100人以下となり、かつ、政令で定める1日最大給水量が20m<sup>3</sup>以下であるときは、専用水道ではなくなります。

ここでいう、居住者とは、実居住人口をいい、計画給水人口ではありません。新設の専用水道の場合は、実際に居住を開始していないことが普通であり、この場合には、定員、戸数等から客観的に算出した員数をもって判断することとなります。

※3 「居住に必要な水」とは、飲料、炊事、洗濯その他継続的な日常生活を営むために必要な水をいいます。「居住」とは、「滞在」とは異なり、継続的に約3カ月以上滞在することを要します。例えば、療養所や下宿等は長期間の入所・宿泊を目的とするので「居住者」と考えますが、普通の病院の入院患者は「居住者」ではないとされます。また、旅館の宿泊客は、「滞在者」であって「居住者」ではありません。

※4 人の飲用、炊事用、浴用その他人の生活の用に供すること。

※5 基準となる水量の算定方法は、需要水量等から総合的に施設能力を判断してください。人の生活の用に供する水量に限定されていることから、施設設計・布設のあり方により、事業用、営業用等の人の生活の用に供しないその他の用途に供する施設容量が区分できる場合においては、その量を除外することとしています。

人の飲用に用いる水の他、「国土交通省令で定める目的」として「炊事用、浴用その他人の生活の用に供すること」と規定されており、例えば、工業用水、公衆浴場、プールの水は除かれます。

また、水洗トイレ用の水は、給水管の系統を専用水道の対象部分と完全に分離した場合にのみ、除くことができます。

		算定対象水量		
公衆浴場用	空調用 プール用 など	厨房用 炊事用 など	洗面・手洗い用 ユニットバス用 など	その他の生活の用
井戸等の自己水源、水道水等の受水				

《専用水道に該当する施設の例》

寄宿舍、社宅、学校、幼稚園・保育所、病院・福祉施設、飲食店・スーパーマーケット、旅館・ホテル、ゴルフ場、レジャー施設、工場・事業場、地区水道など



## 第2節 専用水道設置に伴う諸手続き等について

手 続 き	注 意 点
計画の作成 ↓	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道事業の給水区域内にあって自己水源による専用水道を検討する場合は、上水受水による給水を第一に検討してください。</li> <li>施設の完成時に行う完成検査から水道技術管理者による管理が必要になるので、人員配置・組織、また、定期・臨時の水質検査や健康診断等に要する経費等を踏まえて、設置について判断する必要があります。</li> </ul>
水源の決定 ↓	<ul style="list-style-type: none"> <li>水質基準に関する省令に定める全項目の検査を実施。(消毒副生成物に係るものを除き、原則として、申請から過去1年以内のもので、水質が最も悪化していると考えられる時期を含んでいること。)</li> <li>水源の水量の調査が必要です。</li> <li>湧水・表流水等に係る水利権等の要否、地下水揚水の制限等の有無や取水可能量等の調査が必要です。</li> </ul>
設計 ↓	<ul style="list-style-type: none"> <li>水源の水量・水質及び需要水量等から総合的に施設能力を判断してください。</li> </ul>
確認申請 ↓	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境政策課に専用水道布設工事設計確認申請書(第1号様式)を提出(2部(正本とその写し))。</li> </ul>
(鈴鹿市長から確認) ↓	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請から確認までの標準事務処理期間は30日(修正等に要する日数を含まず)。</li> </ul>
着工 ↓	<ul style="list-style-type: none"> <li>確認を受けないで着工すると、百万円以下の罰金に処せられることがあります(法第54条)。</li> </ul>
完成 ↓	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道技術管理者が施設検査(竣工検査)を実施。</li> <li>試運転と同時に浄水の水質基準全項目の検査を実施。</li> </ul>
給水開始届提出 ↓	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境政策課に専用水道給水開始届(第5号様式)を提出(2部(正本とその写し))。(添付書類)施設検査結果、全項目水質検査結果</li> </ul>
使用開始 ↓	<ul style="list-style-type: none"> <li>給水開始</li> </ul>
維持管理・保守 ↓	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎事業年度の開始前に、「水質検査計画」を作成。</li> <li>定期の水質検査を実施。</li> <li>施設従事者等の健康診断を実施。</li> <li>第三者に管理を委託する場合は、環境政策課に業務委託届(第11号様式)を提出(2部(正本とその写し))。</li> </ul>
改造・更新	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画する段階で、環境政策課に御相談ください。改めて「確認申請」が必要となる場合があります。7ページ(4.設計の確認)を参照してください。</li> </ul>
記載事項 変更届	<p>次の変更があった場合、環境政策課に記載事項変更届(第4号様式)を提出(2部(正本とその写し))。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請者の住所及び氏名(法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)を変更した場合。</li> <li>水道事務所の所在地を変更した場合。</li> </ul>
廃止届	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃止した場合、環境政策課に専用水道廃止届(第15号様式)を提出(2部(正本とその写し))。</li> </ul>

## 第3節 専用水道布設工事の設計の確認の申請等

### 1. 専用水道導入の前に

専用水道は、多数の人々が使用することから上水道や簡易水道などの水道事業と同じように水質検査等について維持管理が義務付けられており、違反した場合には、罰せられることがあります。

特に、水道にかかる経費削減を主目的に導入を計画する場合は、毎月の水質検査費用など維持管理に相当の費用がかかることを念頭におき、導入後に資金的・人的に手当てが困難なことを理由に管理がおろそかにならないようにしなければなりません。

### 2. 水源の確保

専用水道を設置する場合には、需要量に見合う水量・浄水可能な水質を有する水源を確保する必要があります。複数の井戸から取水する場合は、水量が相互に干渉しないか、また、周辺の井戸へ影響しないか十分に検討してください。

自己水源のほかに、公営水道等の水道を水源とする場合は、平時・渇水時における受水量について公営水道等と事前に相談してください。

また、原水にかかる水質については、水質基準項目（全項目のうち消毒副生成物を除く）の検査を行い、水質を十分に把握した上で浄水施設の設計を行ってください。

取水場所によっては、地質由来のマンガン、鉄等が多く含まれていることがあるので注意が必要です。表流水、伏流水、浅井戸等から取水する場合は、クリプトスポリジウム等の耐塩素性病原微生物についても注意をしてください。

### 3. 給水量

- ① 居住者がいない学校、病院、レジャー施設等では、施設規模や定員、来場予想者等を考慮し算定した需要量を用いた合理的な根拠が必要です。
  - ② 水源の取水可能な最大量との合理的な設定が必要です。
  - ③ 原水の水質検査は、水質が最も悪化していると考えられる時期を含んで過去1年以内に定期的に行った水質基準全項目試験結果(消毒副生成物に係る11項目を除く)が必要です。
  - ④ 浄水方法の選定に当たっては、水質検査結果から判明した水質基準を満たさない項目に対応した浄水施設を設置しなければなりません。
- ※ 基準値内であっても基準値に近接する検査結果が得られた場合は、基準値超過を前提とした施設設計を検討してください。

#### 4. 設計の確認（法第32条）

専用水道の布設工事をしようとする者は、その工事に着手する前に、当該工事の設計が法第5条の規定による施設基準(※)に適合するものであることについて、市長の確認を受けなければならない。

市長の確認が必要な専用水道の布設工事は次のとおり。

- ① 水道施設の新設
- ② 水道施設の増設若しくは改造に係る工事であって、次に該当するもの
  - ア) 1日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事
  - イ) 沈でん池、濾過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事

#### ※ 施設基準（法第5条抜粋）

水道は、原水の質及び量、地理的条件、当該水道の形態等に応じ、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設の全部又は一部を有すべきものとし、その各施設は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。

- 一 取水施設は、できるだけ良質の原水を必要量取り入れることができるものであること。
  - 二 貯水施設は、渇水時においても必要量の原水を供給するのに必要な貯水能力を有するものであること。
  - 三 導水施設は、必要量の原水を送るのに必要なポンプ、導水管その他の設備を有すること。
  - 四 浄水施設は、原水の質及び量に応じて、前条の規定による水質基準に適合する必要量の浄水を得るのに必要なちんでん池、濾過池その他の設備を有し、かつ、消毒設備を備えていること。
  - 五 送水施設は、必要量の浄水を送るのに必要なポンプ、送水管その他の設備を有すること。
  - 六 配水施設は、必要量の浄水を一定以上の圧力で連続して供給するのに必要な配水池、ポンプ、配水管その他の設備を有すること。
- 2 水道施設の位置及び配列を定めるにあたっては、その布設及び維持管理ができるだけ経済的で、かつ、容易になるようにするとともに、給水の確実性をも考慮しなければならない。
  - 3 水道施設の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものでなければならない。
  - 4 前三項に規定するもののほか、水道施設に関して必要な技術的基準は、国土交通省令（前条の規定による水質基準に適合する浄水を得るため、又は当該浄水の水質を保持するために必要な技術的基準については、国土交通省令・環境省令）で定める。

## 5. 確認の申請（法第33条）

専用水道布設工事に係る設計の確認申請は、専用水道布設工事設計確認申請書（第1号様式）に工事設計書及び添付書類を添えて、市長に提出する。

### 確認申請時の必要書類一覧

添 付 書 類		
法定要件等の事項	根 拠 法 令	留 意 事 項
確認申請書	法第33条第1項	記載事項に変更が生じたときは、同条3項に基づき記載事項変更届（第4号様式）にて速やかに届け出てください。
工事設計書	法第33条第4項	
一日最大給水量	同条同項第1号	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道施設の計画規模等を定めるものであり、算定方法が合理的に設定されているか。</li> <li>設計上の算定水量</li> </ul>
一日平均給水量		$\text{負荷率} = \frac{\text{（1日平均給水量）}}{\text{（1日最大給水量）}}$ は適正か。
水源の種別	同条同項第2号	<ul style="list-style-type: none"> <li>水源ごとに、河川水（自流水）、湖沼水（自流水）、ダム水（放流水を含む）、地下水（浅井戸、深井戸、伏流水）、湧水、浄水受水などの別が記載されているか。</li> </ul>
取水地点		<ul style="list-style-type: none"> <li>水源ごとに記載されているか。</li> <li>正確に地番まで記載されているか。</li> <li>地下水、伏流水の場合、採水位置（採水層の深さ）が記載されているか。</li> </ul>
水源の水量の概算	同条同項第3号	<ul style="list-style-type: none"> <li>取水の確実な水源の水量を説明しているか。（1年以内）</li> <li>表流水等の流水占用の許可（河川法23条）に係るものにあつては、当該許可水量又は許可見込水量を、それ以外の場合は、流量測定、揚水試験等の結果から得られた取水可能な最大量と計画水量との関係が示されているか。</li> </ul>
水質試験の結果		<ul style="list-style-type: none"> <li>水源ごとに全項目検査等（消毒副生成物を除く。）を実施し、1年以内の検査のものか。</li> <li>水質が最も低下する時期の検査結果があるか。</li> </ul>
水道施設の概要	同条同項第4号	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道施設全体について概括的に記述されているか。</li> </ul>
水道施設の位置（標高及び水位を含む） 規模及び構造	同条同項第5号	<ul style="list-style-type: none"> <li>「水道施設の概要」に記載のものと矛盾はないか。</li> <li>設置場所、標高、水位（変動する場合にあつては高水位及び低水位）、規模（容量、寸法等）及び構造（形状、材質、形式等）が記載されているか。</li> </ul>

添 付 書 類		
法定要件等の事項	根 拠 法 令	留 意 事 項
浄水方法	同条同項第 6 号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浄水処理方法が明示され、浄水処理工程ごとに主要な諸元（薬品注入量、滞留時間等）が記載されているか。</li> <li>・原水の水質検査結果に充分対応できる処理方法であるか。（基準値以内であっても、基準値に近接した検査結果の場合は基準値超過を前提とした設計が望ましい。）</li> </ul>
工事着手予定年月日 工事完了予定年月日	同条同項第 7 号	
その他国土交通省令で定める事項	同条同項第 8 号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要な水理計算（水源から配水管の末端に至るまでの水位、水圧、水量等に関する計算）の結果及び計算方法の概要が記載されているか。</li> <li>・主要な構造計算（水道施設の水圧、土圧、地震力その他の主要な荷重に対する強度等の計算）の結果及び計算方法の概要が記載されているか。</li> </ul>
国土交通省令で定める書類及び図面	施行規則第 53 条	
水の供給を受ける者の数を記載した書類	同条第 1 号	
水の供給が行われる地域を記載した書類及び図面	同条第 2 号	
水道施設の位置を明らかにする地図	同条第 3 号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取水、貯水、導水、浄水、送水施設、配水池、ポンプ場等の主要施設の配置が明示されているか。</li> </ul>
水源及び浄水場の周辺の概況を明らかにする地図	同条第 4 号	
主要な水道施設（次号に掲げるものを除く）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図	同条第 5 号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取水場、浄水場、配水場等の一般平面図</li> <li>・主要な水道施設の水位高低図</li> <li>・主要構造物の一般図</li> <li>・主要構造物詳細図</li> </ul>
導水管きょ、送水管並びに配水及び給水に使用する主要な導管の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図	同条第 6 号	

## 第4節 給水開始前の検査及び届出

専用水道の設置者は、水道布設工事の完了後、その施設を使用して給水を開始しようとするときは、水質検査及び施設検査を実施しなければならない（法第48条の2第1項の規定により読み替えられた法第34条第1項において準用する法第13条第1項）。

また、給水開始前に専用水道給水開始届（第5号様式）に水質検査結果及び施設検査結果を添えて、2部（正本とその写し）を市長に提出すること。

### 1. 水質検査

検査に供する水の採取場所は、給水栓を原則とし、水道施設の構造等を考慮して、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断できる場所を選定すること。検査は、水質基準に関する省令に記載する全項目検査及び消毒の残留効果について行うこと（施行規則第54条において準用する規則第10条）。

### 2. 施設検査

施設検査は、浄水及び消毒の能力、流量、圧力、耐力、汚染並びに漏水のうち、施設の新設、増設又は改造による影響のある事項に関し、新築、増設又は改造に係る施設及びこれら影響に関連があると認められる水道施設（給水の施設を含む）について行うこと（施行規則第54条において準用する規則第11条）。

### 3. 記録の保存

上記1及び2の検査の記録は、5年間保存すること（法第48条の2第1項の規定により読み替えられた法第34条第1項において準用する法第13条第2項）。

## 第5節 専用水道の維持管理

専用水道の設置者は、専用水道を運営し、給水を行うに当たっては、水道施設を適正に管理するとともに、供給水の安全性を確保するために衛生上必要な措置（法第48条の2第1項の規定により読み替えられた法第34条第1項において準用する法第22条）をとり、併せて定期的に水質検査（法第48条の2第1項の規定により読み替えられた法第34条第1項において準用する法第20条）及び健康診断（法第48条の2第1項の規定により読み替えられた法第34条第1項において準用する法第21条）を実施しなければならない。

専用水道の設置者は、専用水道の管理について技術上の業務を担当させるため、水道技術管理者1人を置き、水道施設を適正に管理しなければならない（法第48条の2第1項の規定により読み替えられた法第34条第1項において準用する法第19条）。

## 1. 衛生上必要な措置

- ① 水道施設を常に清潔に保ち、水の汚染を防止すること。
- ② 水道施設には人畜がみだりに立ち入って水が汚染されるのを防ぐため、鍵を掛け、柵を設ける等の必要な措置を講ずること。
- ③ 給水栓における水の遊離残留塩素濃度を 0.1mg/ℓ以上保持する（結合残留塩素の場合は 0.4mg/ℓ以上）ように塩素消毒をすること。

## 2. 水質検査

専用水道により供給する水道水は、直接人が飲用することのできる水質が確保されていなければならない。専用水道の設置者は、専用水道により供給される水が水道法に定める水質基準に適合するかどうかを判断するために、定期及び臨時の水質検査を行うこと。原則として専用水道設置者自らが必要な検査施設を設けることとされているが、自己検査ができない場合には地方公共団体の機関又は国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者に委託して検査を行うことが認められている。この場合においても、当該設置者は水質検査の結果に責任を持たなければならない、当事者間で委託契約を書面により行い、速やかに水質検査が遂行される体制を確立する必要がある（施行規則第 15 条第 8 項）。

※水質基準等の詳細については、環境省や国土交通省のウェブサイトを参照してください。

### (1) 委託契約について

#### ① 委託契約書に掲げる事項

委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる事項（臨時の検査のみを委託する場合にあっては、（イ及びカを除く。）を含むこと。

ア) 委託する水質検査の項目

イ) 定期の検査の時期及び回数

ウ) 委託に係る料金（以下この項において「委託料」という。）

エ) 試料の採取又は運搬を委託するときは、その採取又は運搬の方法

オ) 水質検査の結果の根拠となる書類（分析日時及び分析を実施した検査員の氏名を示した試料、検量線のクロマトグラム並びに濃度計算書を含む。）

カ) 臨時の検査の実施の有無

② 委託契約書とその契約の終了の日から五年間保存すること。

③ 委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること。

④ 試料の採取又は運搬を水質検査機関に委託するときは、その委託を受ける水質検査機関は、試料の採取又は運搬及び水質検査を速やかに行うことができる水質検査機関であること。

⑤ 試料の採取又は運搬を水道事業者が自ら行うときは、当該水道事業者は、採取した試料を水質検査機関に速やかに引き渡すこと。

⑥ 水質検査の実施状況質検査の結果の根拠となる書類に規定する書類又は調査その他の方法により確認すること。

## (2) 給水栓水質検査

### ① 毎日検査

項目：色、濁り、消毒の残留効果

回数：1日1回以上

採水場所：給水栓。また、配水管末端等の水が停滞しやすい場所を選定すること。

### ② 毎月検査

項目：一般細菌、大腸菌など

回数：1ヶ月に1回以上

採水場所：給水栓。また、配水管末端等の水が停滞しやすい場所を選定すること。

### ③ 3ヶ月検査

項目：水質基準の全項目

回数：3ヶ月に1回以上

採水場所：原則給水栓（給水栓以外での採取不可の項目有）。また、配水管末端等の水が停滞しやすい場所を選定すること。

水質検査計画において検査回数を減じ又は省略する場合は、水源の種別並びにその状況及び過去の検査結果等から客観的かつ合理的に判断されることが必要であることに留意してください。

### ④ 臨時検査

ア) 水源の水質が著しく悪化したとき

イ) 水源に異常があったとき

ウ) 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき

エ) 浄水過程に異常があったとき

オ) 配水管の大規模な工事、その他の水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき

カ) その他特に必要があると認められるとき

- ・従事者又はその家族に消化器系感染症の患者が出たとき

- ・給水の緊急停止を行ったとき

など、水道により供給される水が水質基準に適合しない恐れがあるとき

## (3) 原水検査

### ① 全項目検査(消毒副生成物を除く)

1年のうち最も水質が悪化する時期において採水し、(2)給水栓水質検査において検査する全項目検査(総トリハロメタン、クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン、プロモホルム、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸、塩素酸、臭素酸及びホルムアルデヒド及び味を除く)

また、必要に応じて水質管理目標設定項目等についても検査を実施すること。

回数：年1回以上

備考：他水道(市町の上水道など)からの給水のみを水源とする専用水道については検査の必要はない。

② その他の検査

耐塩素性病原性微生物（クリプトスポリジウム・ジアルジア）対策として、原水のクリプトスポリジウム等及び指標菌検査（大腸菌・嫌気性芽胞菌）を実施すること。

回数：「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき、適切な頻度で検査を実施すること。

**(4) 水質調査報告書**

専用水道設置者は、法第 48 条の 2 第 1 項の規定により読み替えられた法第 34 条第 1 項において準用する法第 20 条第 1 項の規定により実施した水質検査（ただし、水道法施行規則第 15 条第 1 項第 1 号に掲げる検査を除く。）の結果が水質基準に関する省令に定める基準に適合しないときは、直ちにその原因を調査するとともに必要な対策を講じ、その結果を水質調査報告書（第 8 号様式）により市長に提出すること。

**3. 健康診断**

専用水道の設置者は、水道維持管理従事者について、定期及び臨時の健康診断を実施しなければならない。

**(1) 受診者の範囲**

- ① 取水設備、浄水設備、配水設備の業務に従事する者及び同施設内に居住する者
- ② 各施設の維持管理上それらの施設と常に接触している者
- ③ その他必要と認められる者

**(2) 健康診断（検便）の内容**

赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌を対象に検便検査を実施すること。また、必要に応じてコレラ菌、腸管出血性大腸菌（0157 等）、赤痢アメーバ、サルモネラ菌及びノロウイルス等についても行うこと。急性灰白髄炎（小児麻痺）、流行性肝炎、泉熱、感染性下痢症及び各種下痢腸炎にも注意が必要である。

健康診断結果には次の事項が記載されていること。

診断年月日、受診者氏名、性別、年齢、検便成績、便検査機関

**(3) 健康診断の時期及び回数**

- ① 定期健康診断
  - ア) 時期  
適宜
  - イ) 回数  
6 ヶ月に 1 回

## ② 臨時健康診断

### ア) 時期

水道施設所在地近傍において、腸管出血性大腸菌（0157 等）感染症やノロウイルスが流行した場合や、対象とされる感染症の流行している地域に水道業務に従事する者が渡航した場合に、本人や本人と同居する者に対して、発熱・下痢等の症状が見られる場合。

### イ) 回数

必要に応じて

## ③ 記録の保存

実施日から起算して1年。ただし、記録がない状態を避けるため、少なくとも次の健康診断結果が得られるまでは記録を破棄しないこと。

## (4) 健康診断報告書

専用水道設置者は、法第48条の2第1項の規定により読み替えられた法第34条第1項において準用する法第21条第1項の規定により健康診断を実施した結果、異常があった場合は、直ちに必要な対策を講じ、その結果を健康診断報告書（第9号様式）にて市長に提出すること。

## 4. 水道技術管理者

専用水道の設置者は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、水道技術管理者1人を置かなければならない。ただし、自ら水道技術管理者となることを妨げない。

水道技術管理者を設置した際は、水道技術管理者設置（変更）届（第6号様式）に添付書類を添えて、水道技術管理者を変更した際は、水道技術管理者設置（変更）届（第6号様式）に添付書類を添えて、2部（正本とその写し）を市長に提出すること。

### (1) 水道技術管理者の資格

水道技術管理者は、施行令第6号で定める資格を有する者でなければならない（法第48条の2第1項の規定により読み替えられた法第34条において準用する法第19条第3項）。

ただし、1日最大給水量が1,000 m<sup>3</sup>以下である専用水道については、当該水道が消毒設備以外の浄水施設を必要とせず、かつ、自然流下のみによって給水することができるものであるときは不要（法第34条第2項）。

### (2) 水道技術管理者の事務

水道技術管理者は、次の事項に関する事務及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならない。

- ① 水道施設が施設基準に適合しているかどうかの検査(法第5条)
- ② 給水開始前の水質検査及び施設検査(法第13条)
- ③ 給水装置の構造及び材質が基準に適合しているかどうかの検査(法第16条)
- ④ 定期及び臨時の水質検査(法第20条)

- ⑤ 水道施設で従事する人、水道施設の構内で居住する人の健康診断(法第 21 条)
- ⑥ 水道施設の管理・運営、消毒等の衛生上の措置(法第 22 条)
- ⑦ 給水の緊急停止(法第 23 条)

供給する水が、人の健康を害するおそれがある(※1)と知ったときは、直ちに給水を停止し、その水を使用することが危険であることを関係者に周知しなければならない。

また、給水の緊急停止を行ったときは、直ちに市長に通報するとともに、その内容について速やかに水道事故報告書(第10号様式)を市長に提出すること。

※1 人の健康を害するおそれがあるとは、

- ア) 浄水操作等により除去するのが困難な病原生物、人の健康に影響を及ぼすおそれのある物質に汚染またはその疑いがあるとき。
- イ) 浄水後、病原生物、人の健康に影響を及ぼす恐れのある物質に汚染またはその疑いがあるとき。
- ウ) 消毒が不可能なとき。
- エ) 工業用水道等に誤接合されているとき。
- オ) 水源等に次のような変化があり、給水栓水が水質基準値を超えるようなとき。
  - ・ 不明の原因により色、濁りに著しい変化がある場合。
  - ・ 臭気及び味に著しい変化がある場合。
  - ・ 魚が死んで多数浮上した場合。
  - ・ 塩素消毒のみで給水している水源でゴミや汚泥等の汚物の浮遊を発見した場合

- ⑧ 市長等の給水停止命令による給水停止命令(法第 37 条)

## 5. 水質検査計画

専用水道の設置者は、毎事業年度の開始前に水質検査計画の策定が義務付けられている(施行規則第 54 条において準用する第 15 条第 6 項)。

施行規則第 15 条第 7 項には、採水の場所、検査の回数等について具体的に規定されている。この規定に則り、それぞれの水道の水源やその周辺の状況等を勘案し、どのように水質検査を実施するかについての計画を立案、文書化すること。計画の様式等は任意とされている。

水質検査計画に記載することが必要な事項は、以下(1)～(7)のとおり。

なお、水質検査計画は法第 20 条第 1 項の規定に基づく水質検査を対象としたものであるが、水質管理目標設定項目及び原水に係る水質検査についても、必要に応じて同計画の中に位置付けることが望ましい。

### (1) 水質検査において留意すべき事項のうち水質検査計画に係るもの

原水から給水栓に至るまでの水質の状況、汚染の要因や水質管理上優先すべき対象項目等の水質管理上留意すべき事項のうち、特に水質検査計画を策定する上で関係する事項について記載すること。

### (2) 毎日の水質検査及び水質基準項目についての定期的水質検査に関する事項

施行規則第 15 条第 1 項第 1 号、第 3 号の規定に基づき、水質検査を実施する項目、採水の場所、検査の回数を記載する。さらに、同項第 3 号ハの規定に基づき検査回数を減じようとする場合には、その理由を記載すること。

### (3) 定期の検査を省略する項目及びその理由

施行規則第 15 条第 1 項第 4 号に規定された検査の省略を行う場合について、検査を省略しようとする項目についてそれぞれその理由を記載すること。

水質検査を行おうとする水道において、検査を省略することができる項目について、過去の検査結果が各項目の水質基準値の 2 分の 1 を超えたことがなく、かつ原水や水源及びその周辺の状況、水道施設の資機材の使用状況等を踏まえて検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合には、要件を満たした項目については検査を省略することができる。

しかしながら、水源の状況の変化等が無いことを確認する意味から、省略を行った項目についても概ね 3 年に 1 回程度の水質検査を実施することが望ましいと考えられる。

### (4) 臨時の水質検査に関する事項

施行規則第 15 条第 2 項の規定を踏まえ、臨時の水質検査を行うための要件、水質検査を行う項目等記載すること。

### (5) 水質検査を地方公共団体の機関又は国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた機関に委託する場合には、その委託の内容

自己検査を実施せずに水質検査を委託する場合には、以下の事項を記載すること。

#### ① 委託の範囲

- ア) 具体的な検査項目、頻度
- イ) 試料の採取及び運搬方法
- ウ) 臨時検査の取扱い

#### ② 委託した検査の実施状況の確認方法

### (6) クリプトスポリジウム等対策に関する事項

原水の指標菌の検査及びクリプトスポリジウム等による汚染のおそれのある施設における原水のクリプトスポリジウム等の検査についての検査計画を記載すること。

### (7) その他水質検査の実施に際して配慮すべき事項

必要に応じ、水質検査結果の評価に関する事項や、水質検査計画の見直しに関する事項、水質検査の精度及び信頼性保証に関する事項、関係者との連携に関する事項などを記載すること。

## 第 6 節 第三者への維持管理の委託

平成 14 年 4 月から水道業務の第三者への業務委託が制度化されている。第三者委託は、水道法上の責任を伴う包括的な委託であり、各水道事業者の責任の下で行われている一部の業務委託（私法上の委託）とは性格の異なるものである。

専用水道の設置者は、第三者委託を行ったとき及び委託に係る契約が効力を失ったときは、遅滞なく、国土交通省令で定める事項を市長に届け出なければならない（法第 48 条の 2 第 1 項の規定により読み替えられた法第 34 条において準用する同法第 24 条の 3）。

## 1. 第三者委託の基準

水道の管理に関する技術上の業務の委託は、次の①～③に定めるところにより行うものとする（施行令第7条）。

- ① 技術上の観点から一体として行わなければならない業務の全部を委託すること。
- ② 給水装置の管理業務については、給水区域全体の業務を委託すること。
- ③ 次のア～ウに掲げる事項についての条項を含む委託契約書を作成すること。
  - ア) 委託に係る業務のないように関する事項
  - イ) 委託契約の期間及びその解除に関する事項
  - ウ) 委託に係る業務の実施体制に関する事項

## 2. 第三者委託の受託者の要件

受託者の要件として、受託業務を行うに足りる経理的及び技術的基礎を有することとする。

## 3. 受託水道業務技術管理者

受託者は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、受託水道業務技術管理者1人を置かなければならない。

受託水道業務技術管理者を設置した際は、受託水道業務技術管理者設置（変更）届（第7号様式）に添付書類を添えて、受託水道業務技術管理者を変更した際は、受託水道業務技術管理者設置（変更）届（第7号様式）に添付書類を添えて、2部（正本とその写し）を市長に提出すること。

## 4. 受託水道業務技術管理者の資格

水道技術管理者の資格要件と同じとする。

## 5. 市長への届出

専用水道の設置者は、業務を委託したときは、業務委託届(第11号様式)を2部（正本とその写し）市長に提出すること。

## 第7節 専用水道の廃止

専用水道の設置者は、専用水道を廃止する場合、その旨を市長に提出すること。

### 1. 廃止する場合

- ① 施設を廃止する場合
- ② 水源の変更、施設の改築、居住人口の減少などにより、施設が専用水道に該当しなくなった場合

### 2. 廃止手続き

専用水道廃止届(第15号様式)により、2部(正本とその写し)を市長に提出すること。

### 第3章 参考資料

#### 参考資料目次

##### 1. <各種様式>

第 1 号様式	専用水道布設工事設計確認申請書	19
第 4 号様式	記載事項変更届	20
第 5 号様式	専用水道給水開始届	21
第 6 号様式	水道技術管理者設置(変更)届	22
第 7 号様式	受託水道業務技術管理者設置(変更)届	23
第 8 号様式	水質調査報告書	24
第 9 号様式	健康診断報告書	25
第10号様式	水道事故報告書	26
第11号様式	業務委託届	27
第15号様式	専用水道廃止届	28

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

申請者 住所

氏名

又は名称及び  
代表者の氏名

専用水道布設工事設計確認申請書

水道法第32条の規定により専用水道の布設工事を実施したいので、関係書類を添えて申請します。

第4号様式（第3条関係）

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

届出者 住所  
氏名  
又は名称及び  
代表者の氏名

記載事項変更届

水道法第48条の2第1項の規定により読み替えられた同法第33条第3項の規定により専用水道布設工事設計確認申請書の記載事項を変更したので次のとおり届け出ます。

水道施設名		
〔認可 確認〕年月日番号		
変更年月日		
変更事項	変更前	
	変更後	
変更理由		

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

届出者 住所  
氏名  
又は名称及び  
代表者の氏名

専用水道給水開始届

水道法第48条の2第1項の規定により読み替えられた同法第34条第1項において準用する同法第13条第1項の規定により専用水道の給水を開始したいので、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

水道名	
認可 確認 } 年月日及び番号	
着工年月日	
完成年月日	
給水開始年月日	

添付書類

- 1 水質検査結果書の写し
- 2 水道施設検査報告書の写し

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

届出者 住所

氏名

又は名称及び  
代表者の氏名

水道技術管理者設置（変更）届

水道法第48条の2第1項の規定により読み替えられた同法第34条第1項において準用する同法第19条第1項の規定により水道技術管理者を設置（変更）したので鈴鹿市専用水道及び小規模水道の手続に関する要綱第5条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

水道施設名		
〔許可 確認〕年月日及び番号		
水道技術管理者氏名	変更前	
	変更後	
資格		水道法施行令第6条第1項第 号 水道法施行規則第14条第 号
設置（変更）年月日		

添付書類

- 1 水道技術管理者の履歴書
- 2 資格を有することを証明できる書類

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

届出者 住所  
氏名  
又は名称及び  
代表者の氏名

受託水道業務技術管理者設置（変更）届

水道法第48条の2第1項の規定により読み替えられた同法第34条第1項において準用する同法第24条の3第3項の規定により受託水道業務技術管理者を設置（変更）したので、鈴鹿市専用水道及び小規模水道の手続に関する要綱第5条第2項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

水道施設名		
〔許可 確認〕	年月日及び番号	
受託水道業務技術管 理者氏名	変更前	
	変更後	
資格	水道法施行令第6条第1項第 号 水道法施行規則第14条第 号	
設置（変更）年月日		

添付書類

- 1 受託水道業務技術管理者の履歴書
- 2 資格を有することを証明できる書類

※専用水道設置者確認欄

※受託水道業務技術管理者の場合は  
専用水道設置者確認欄に確認を受け  
て報告書を提出すること。

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

報告者 住所

氏名

又は名称及び  
代表者の氏名

水質調査報告書

鈴鹿市専用水道及び小規模水道の手續に関する要綱第6条の規定により水質調査の結果を次のとおり報告します。

水道施設名					
水源の種別		河川水(ダム依存を含む)、湖水、伏流水、浅井戸、深井戸、その他( )			
水源名		( ) 水系 ( )			
浄水方法		消毒のみ、緩速ろ過、急速ろ過、除鉄、除マンガン、その他( )			
現在給水人口			取水量	日最大	m <sup>3</sup> /日
不適合水質の状況	水質項目	測定値	採水年月日時		年間平均値
			年	月 日 時	
			年	月 日 時	
			年	月 日 時	
			年	月 日 時	
原因					
対策					

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

報告者 住所  
氏名  
又は名称及び  
代表者の氏名

健康診断報告書

水道法第48条の2第1項の規定により読み替えられた同法第34条第1項において準用する同法第21条第1項の規定による健康診断の結果、異常があったので鈴鹿市専用水道及び小規模水道の手続に関する要綱第7条の規定により、次のとおり報告します。

水道施設名	
健康診断の結果	
対策	

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

報告者 住所

氏名

又は名称及び  
代表者の氏名

水道事故報告書

水道法第48条の2第1項の規定により読み替えられた同法第34条第1項において準用する同法第23条第1項の規定により給水の緊急停止を行ったので、鈴鹿市専用水道及び小規模水道の手続に関する要綱第8条の規定により次のとおり報告します。

水道施設名		水道技術管理者等氏名	
水源の種別		河川水（ダム依存を含む）、湖水、伏流水、浅井戸、深井戸、その他（ ）	
水源名			
浄水方法		消毒のみ、緩速ろ過、急速ろ過、除鉄、除マンガン、その他（ ）	
現在給水人口		取水量	日最大 $m^3$ /日
汚染の状況	発生日時	月 日 午前・午後～ 月 日 午前・午後	
	原因	1 工事排水（ ） 2 鉱山排水（ ） 3 家庭下水、し尿処理水 4 家畜し尿 5 農薬農業排水 6 廃棄物の不法投棄（ ） 7 その他（具体的に ）	
	水質項目	測定値	採水年月日時 年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
被害状況と対応措置	1 取水停止（ 時間）		
	2 取水制限（制限率 % 時間）		
	3 給水停止（ 時間）		
	4 給水制限（制限率 % 時間）		
	5 薬品注入量の増（ ）		
	6 特殊薬品の注入（ ）		
	7 その他（ ）		
対策			

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

届出者 住所

氏名

又は名称及び  
代表者の氏名

### 業務委託届

〔 水道の管理に関する技術上の業務を委託したので、  
水道の管理に関する技術上の業務の委託に係る契約が効力を失ったので、 〕  
水道法第48条の2第1項の規定により読み替えられた同法第34条第1項において準用する同法第24条の3第2項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

- 1 届出者 住所 法人又は組合の場合 { 主たる事務所の所在地  
氏名 名称  
代表者の氏名
- 2 受託者 住所 法人又は組合の場合 { 主たる事務所の所在地  
氏名 名称  
代表者の氏名
- 3 受託者水道業務技術管理者の氏名
- 4 委託した業務の範囲
- 5 契約期間  
年 月 日から 年 月 日まで 間
- 6 契約失効の理由

第15号様式（第13条関係）

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

届出者 住所  
氏名  
又は名称及び  
代表者の氏名

専用水道廃止届

鈴鹿市専用水道及び小規模水道の手續に関する要綱第13条の規定により専用水道を廃止したので次のとおり届け出ます。

水道施設	所在地	
	名称	
確認年月日及び番号又は施設 使用(設置)報告年月日		
廃止の年月日		
廃止の理由		

**【お問い合わせ先】**

鈴鹿市 環境部 環境政策課 環境保全グループ

〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目 18 番 18 号

電話番号：059-382-7954 F A X：059-382-2214

E-mail：kankyoseisaku@city.suzuka.lg.jp